

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(麹町税務署長)
令和3年3月16日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社D
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	田路 至弘
同	佐藤 修二
同	松田 章良
同	浜崎 祐紀
同訴訟復代理人弁護士	松橋 翔
同	野口 大資
同	堀 優夏
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	麹町税務署長 道免 良春
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 麹町税務署長が原告に対し平成29年11月7日付けでした平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度の法人税に係る更正処分(ただし、令和元年7月29日付け減額更正による一部減額後のもの)のうち所得の金額4960億4017万1081円を超える部分及び納付すべき法人税額638億6455万3000円を超える部分並びに上記更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、同日付け変更決定による一部減額後のもの)をいずれも取り消す。
- 2 麹町税務署長が原告に対し平成29年11月7日付けでした平成27年4月1日から平成28年3月31日までの課税事業年度の地方法人税に係る更正処分(ただし、令和元年7月29日付け減額更正による一部減額後のもの)のうち課税標準法人税額1183億9211万円を超える部分及び納付すべき地方法人税額38億7088万3300円を超える部分並びに上記更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、同日付け変更決定による一部減額後のもの)をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 原告は、英領ケイマン諸島（以下「ケイマン」という。）に所在する原告の特定外国子会社等（租税特別措置法〔以下「措置法」といい、特に断りのない限り平成28年法律第15号による改正前のものを指す。〕66条の6第1項）であるE（以下「E」という。）及びF（以下「F」といい、Eと併せて「本件各子SPC」という。なお、SPCとは、特別目的会社〔special purpose company〕の略称である。）について、本件各子SPCの2014年（平成26年）12月30日から2015年（平成27年）12月3日までの事業年度（以下「本件各子SPC事業年度」という。）に係る本件各子SPCの発行済株式等のうち原告の請求権勘案保有株式等の占める割合（租税特別措置法施行令〔以下「措置法施行令」といい、特に断りのない限り平成29年政令114号による改正前のものを指す。〕39条の16第1項。以下「本件保有株式等割合」という。）が0%であるとして、本件各子SPC事業年度の課税対象金額を0円と算出し、原告の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度又は課税事業年度（併せて以下「本件事業年度」という。）に係る法人税及び地方法人税（併せて以下「法人税等」という。）の確定申告及び修正申告を行った。

麹町税務署長（処分行政庁）は、本件保有株式等割合は100%であり、本件各子SPCの適用対象金額の全額が課税対象金額として原告の本件事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されることなどを理由として、平成29年11月7日付けで法人税及び地方法人税に係る各更正処分並びにこれらに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分をした。なお、上記各処分については、それぞれ、令和元年7月29日付け減額更正又は変更決定により税額が一部減額されている（以下、上記各処分につき、上記減額更正により一部取り消された後の法人税の更正処分を「本件法人税更正処分」、上記減額更正により一部取り消された後の地方法人税の更正処分を「本件地方法人税更正処分」といい、上記変更決定による変更後の法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分を「本件法人税賦課決定処分」、上記変更決定による変更後の地方法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分を「本件地方法人税賦課決定処分」という。また、本件法人税更正処分と本件地方法人税更正処分を併せて以下「本件各更正処分」と、本件法人税賦課決定処分と本件地方法人税賦課決定処分とを併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と本件各賦課決定処分を併せて「本件各処分」という。）。

本件は、原告が、被告を相手に、本件各処分のうち申告額を超える部分及び本件各賦課決定処分の各取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

本件に関連する措置法及び措置法施行令の定めは、別紙2-1、2-2のとおりである。

(1) タックス・ヘイブン対策税制（措置法66条の6）について

ア 措置法66条の6第1項は、内国法人に係る外国関係会社（後記イ）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が、本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（以下「特定外国子会社等」という。）が、各事業年度において適用対象金額（後記ウ）を有する場合には、その適用対象金額のうち、その内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等（株式又は出資をいう。以下同じ。）の数に対応するものとしてその株式等の請求権（剰余金の配当等、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。以下同じ。）の内

容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下「課税対象金額」という。後記エ。）に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から2か月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する旨規定して、いわゆるタックス・ヘイブン対策税制を設けている。

イ 特定外国子会社等の範囲について

措置法施行令39条の14第1項は、タックス・ヘイブン対策税制の対象となる特定外国子会社等について、①法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社（同項1号）及び②各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の100分の20未満である外国関係会社（同項2号）をいう旨規定する。

なお、外国関係会社とは、措置法2条2項1号の2に規定する外国法人（以下、単に「外国法人」という。）で、その発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに居住者及び内国法人等が有する直接及び間接保有の株式等の数の合計数又は合計額の占める割合が100分の50を超えるものをいい（同法66条の6第2項1号）、外国法人が外国関係会社に該当するかどうかの判定は、当該外国法人の各事業年度終了時の現況によるものとされている（措置法施行令39条の20第1項）。

ウ 適用対象金額の意義について

適用対象金額とは、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及び措置法による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の前7年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう（措置法66条の6第2項2号）。

エ 課税対象金額及び請求権勘案保有株式等割合について

措置法施行令39条の16第1項は、タックス・ヘイブン対策税制において内国法人の収益の額とみなされる課税対象金額について、適用対象金額に、当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了時における当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の請求権勘案保有株式等の占める割合（以下「請求権勘案保有株式等割合」という。）を乗じて計算した金額とする旨規定する。

オ 請求権勘案保有株式等の意義について

措置法施行令39条の16第2項1号は、請求権勘案保有株式等割合等の算定の基礎となる請求権勘案保有株式等につき、内国法人が直接に有する外国法人の株式等の数又は金額（当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額）及び請求権勘案間接保有株式等（同項2号）を合計した数又は金額をいう旨規定する。

(2) 適用除外について

措置法66条の6第3項は、外国法人が特定外国子会社等に該当する場合であっても、所定の要件（以下、同項に掲げる要件を「適用除外要件」という。）を満たした場合には、

当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額について、同条1項の規定（上記（1）ア）を適用しない旨を規定する。

（3）平成17年税制改正

タックス・ヘイブン対策税制は、平成17年法律第21号による措置法の改正及び平成17年政令第103号による措置法施行令の改正（併せて以下「平成17年税制改正」という。）により改正されているところ、平成17年税制改正前の措置法66条の6第1項は、特定外国子会社等が、各事業年度において、適用対象留保金額（平成21年法律第13号による改正後の措置法における「適用対象金額」に相当する。以下、同改正の前後を問わず、「適用対象金額」という。）を有する場合には、その適用対象金額のうちその内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等（その株式等を発行する法人に対しその利益の配当、剰余金の分配、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利のない株式等又は実質的に当該権利がないと認められる株式等〔以下「請求権のない株式等」という。〕に係るものを除く。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（課税対象留保金額。平成21年法律第13号による改正後の措置法における課税対象金額に相当する。以下、同改正の前後を問わず、「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度の終了日の翌日から2月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する旨規定していた。そして、平成17年税制改正前の措置法施行令39条の16第2項は、課税対象金額につき、特定外国子会社等の各事業年度の適用対象金額に、当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了時における発行済株式等（請求権のない株式等に係るものを除く。）のうちに当該各事業年度終了時における当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の占める割合を乗じて計算した金額とする旨規定していた。

そのため、平成17年税制改正前においては、課税対象金額は、特定外国子会社等が請求権の内容の異なる複数の種類の株式等を発行している場合であっても、それが請求権のない株式等である場合を除き、そのような株式等の種類ごとの請求権の内容は、課税対象金額の計算において考慮されないこととなっていた。

3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記証拠〔書証は特記しない限り枝番を含む。以下同じ。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者等

ア 原告は、銀行法4条所定の内閣総理大臣の免許を受けて同法2条2項所定の銀行業を営む内国法人である。

なお、原告が現在の商号に変更する前の旧商号は、「株式会社G銀行」であり、原告は、平成25年7月●日を合併効力発生日として、株式会社D銀行を吸収合併した上で、同日付けで現商号に商号変更した（乙3、7。以下、上記商号変更の前後を問わず、また、上記吸収合併前の株式会社D銀行を含めて「原告」という。）。

イ 持株SPCについて

H（以下「持株SPC」という。）は、2008年（平成20年。なお、以下においては、ケイマンにおける出来事についても和暦のみで表記することがある。）11月13日、ケイマンの法令（以下「ケイマン法」という。）に基づき、有限責任免除会社（a

n e x e m p t e d c o m p a n y ; 以下「免除会社」という。)として設立された外国法人であり、その発行する普通株式の全部を株式会社I (以下「I」という。)が保有していた(乙8、9)。

ウ 本件各子SPCについて

(ア) Fについて

Fは、平成20年11月●日、ケイマン法に基づき、登録上の事務所をケイマンに置き、免除会社として設立された外国法人であり、本件各子SPC事業年度を通じてその発行する普通株式の全部を原告が保有していた(乙10、11)。

Fの設立目的は、①原告に対する普通株式の発行、②持株SPCに対する優先出資証券の発行、③上記の普通株式及び優先出資証券による発行収入を利用して原告に対して劣後ローンの貸出を行うこと、並びに④上記の普通株式及び優先出資証券の株主に対する分配のための資金調達のために劣後ローン及びその他適格投資を保有すること等であった(乙10)。

(イ) Eについて

Eは、平成20年11月●日、ケイマン法に基づき、登録上の住所をケイマンに置き、免除会社として設立された外国法人であり、本件各子SPC事業年度を通じてその発行する普通株式の全部を原告が保有していた(乙12、乙13)。

Eの設立目的は、Fの上記(ア)の目的と同様である(乙12)。

(ウ) 免除会社について

ケイマン法は、一般に、ケイマン籍の保有者により持分の過半が所有されていなければならないケイマンの通常会社(Local ordinary companies)とそのような規定がない免除会社とを区分して定めており、前者(通常会社)は、ケイマン内で事業を行うことができるが、後者(免除会社)は、ケイマンの居住者ではあるが、ケイマン外で行う事業に付随する場合を除き、ケイマン内で事業を行うことはできないこととされている。

ケイマンでは、ケイマン外で事業を行う法人に対して、法人税、法人所得税、資本利得税、相続税、贈与税、富裕税などの税が課されることはない。(以上につき、乙20～22)

エ 本件各子SPCの特定外国子会社等該当性について

(ア) Fについて

Fは、本件各子SPC事業年度の終了日(平成27年12月3日)において、普通株式6410万株(発行価額:32億0500万円)を発行しており、原告がその全部を直接保有していた(乙3)。

(イ) Eについて

Eは、本件各子SPC事業年度の終了日(平成27年12月3日)において、普通株式1210万株(発行価額:6億0500万円)を発行しており、原告がその全部を直接保有していた(乙3)。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)のとおり、原告は、本件各子SPC事業年度の終了日において、本件各子SPCが発行する株式の全部をそれぞれ保有していたから、本件各子SPCは、いずれも原告の外国関係会社に該当する。

本件各子SPCは、いずれもケイマンにおいて税を課されておらず、ケイマンにおいて本件各子SPCの所得に対して課される税の負担割合は、それぞれ0%であったから、原告の特定外国子会社等に該当する。（関係法令（1）イ、乙3）

(2) 優先出資証券の発行、劣後ローン等について（甲4、乙10、12）

ア 持株SPCは、平成20年12月29日、額面1億円の優先出資証券を3550口（併せて以下「持株SPC優先出資証券」という。）を発行した。持株SPC優先出資証券は、投資家に販売された。

本件各子SPCは、同日、それぞれ以下の優先出資証券（併せて以下「本件優先出資証券」といい、F発行に係るものを「F優先出資証券」、E発行に係るものを「E優先出資証券」という。）を発行し、持株SPCは、持株SPC優先出資証券の発行により調達した資金を原資として本件優先出資証券の全部を購入した。

(ア) F優先出資証券

額面1億円の持株SPCに対する優先出資証券3200口（合計3200億円）（乙10、弁論の全趣旨）

(イ) E優先出資証券

額面1億円の持株SPCに対する優先出資証券350口（合計350億円）（乙12、弁論の全趣旨）

(ウ) なお、優先出資証券とは、ケイマン法及びSPC（特別目的会社）の定款に基づき発行される証券であり、優先出資証券の保有者は、一定の場合を除き普通株式に優先して配当受領権を有するが、原則として議決権を有しないものとされている（乙10、12）。

イ 本件各子SPCは、平成20年12月29日付けで、原告に対し、本件優先出資証券の発行により調達した資金を原資として、劣後ローンによる貸付けを行った（以下、Fがした貸付けを「F劣後ローン」、Eがした貸付けを「E劣後ローン」といい、これらを併せて「本件劣後ローン」という。また、持株SPC優先出資証券及び本件優先出資証券の発行並びに本件劣後ローンによる資金調達の仕組みを「本件資金調達スキーム」という。）。

ウ 本件劣後ローンに基づく原告の本件各子SPCに対する利息の支払日、本件優先出資証券に基づく本件各子SPCの持株SPCに対する配当の支払日、持株SPC優先出資証券に基づく投資家に対する配当の支払日は、いずれも毎年6月30日及び12月30日とされていた。

また、本件劣後ローンの利息発生期間の終期は、配当の支払日の前日とされていた。

本件優先出資証券は、平成27年6月30日以降の配当支払日（6月30日又は12月30日）に、発行会社の任意により償還をすることができることとされていた。（以上につき、乙10、12）

(3) 銀行法上の自己資本比率規制及び本件資金調達スキームについて

ア 銀行法14条の2第2号は、内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として、銀行の保有する資産等に照らし当該銀行の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる旨規定し、同法52条の25は、内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、

銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社その他の当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものを定めることができる旨規定している。本件優先出資証券の発行当時、内閣総理大臣から権限の委任を受けた金融庁長官（同法59条1項）は、バーゼル銀行監督委員会が国際的に活動する銀行の自己資本比率や流動性比率等に関する国際基準として策定していたいわゆるバーゼルⅡ規制（以下「バーゼルⅡ」という。）を踏まえ、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。ただし、平成24年金融庁告示第28号による改正前のもの。以下「銀行告示」という。）及び「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号。ただし、平成24年金融庁告示第28号による改正前のもの。以下「持株告示」という。）を定めていた。

イ 銀行告示及び持株告示においては、銀行及び銀行持株会社のそれぞれについて、海外特別目的会社の発行する優先出資証券が一定の要件を満たす場合には、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分について、基本的項目（銀行告示2条及び持株告示2条参照）へ算入することができることとされているところ（銀行告示5条3項、持株告示5条3項参照）、本件優先出資証券及び持株SPC優先出資証券は、いずれもこれらの要件を充足するものとして設計されており、銀行持株会社であるI及び原告の双方について、自己資本比率規制上の基本的項目への算入が可能とされていた（甲5）。

（4）本件優先出資証券の償還及び本件各子SPCの清算等について

ア 本件各子SPC事業年度の前年度の状況

本件各子SPC事業年度開始日の前日（平成26年12月29日。以下「前年度末日」という。）における本件各子SPCの株式等の発行状況等は次のとおりであった。

（ア）Fについて（乙2の1）

a 発行していた株式等の種類

Fは、前年度末日において次の2種類の株式等を発行していた。

（a）普通株式6410万株（発行価額：32億0500万円）

（b）F優先出資証券3200口（発行価額：3200億円）

b 株式等の保有の状況

原告は、上記a（a）の普通株式の全部を直接保有し、また持株SPCは、上記a（b）のF優先出資証券の全部を直接保有していた。

c 原告の請求権勘案保有株式等割合

原告の請求権勘案保有株式等割合（関係法令（1）エ）は、約0.04%（Fの当期純利益の額153億0150万5088円から持株SPCに対するF優先出資証券に係る配当可能金額152億9600万円を控除した残額である550万5088円を上記当期純利益の額で除して算出した割合。小数点以下第3位を四捨五入

したもの。)であった。

なお、原告は、本件事業年度の前年度における法人税の確定申告において、Fの課税対象金額が550万5088円である旨の申告をした。

(イ) Eについて(乙2の1)

a 発行していた株式等の種類

Eは、前年度末日において次の2種類の株式等を発行していた。

(a) 普通株式1210万株(発行価額:6億0500万円)

(b) E優先出資証券350口(発行価額:350億円)

b 株式等の保有の状況

原告は、上記a(a)の普通株式の全部を直接保有し、また持株SPCは、上記a(b)のE優先出資証券の全部を直接保有していた。

c 原告の請求権勘案保有株式等割合

原告の請求権勘案保有株式等割合は、約0.43%(Eの当期純利益の額16億8025万1323円から持株SPCに対するE優先出資証券に係る配当可能金額16億7300万円を控除した残額725万1323円を上記当期純利益の額で除して算出した割合。小数点以下第3位を四捨五入したもの。)であった。

なお、原告は、本件事業年度の前年度における法人税の確定申告において、Eの課税対象金額が725万1323円である旨の申告をした。

イ 本件優先出資証券の償還

(ア) Fについて

Fは、平成27年5月15日に開催された取締役会において、同社が発行する株式等のうち、F優先出資証券の全部を、同年6月30日を償還日として償還することを全会一致で決議した。

Fは、平成27年6月30日、原告からF劣後ローンの全額の返済を受け、同日、これを原資として、F優先出資証券に係る出資金3200億円と同証券に係る配当金76億4800万円との合計額3276億4800万円を持株SPCに送金し、F優先出資証券の償還をした。

その結果、Fが発行する株式等は、原告が保有する普通株式のみとなり、本件各子SPC事業年度の終了日においても、Fが発行していた株式等は原告が保有する普通株式6410万株のみであった。(以上につき、乙14、15)

(イ) Eについて

Eは、平成27年5月15日に開催された取締役会において、同社が発行する株式等のうち、E優先出資証券の全部を、同年6月30日を償還日として償還することを全会一致で決議した。

Eは、平成27年6月30日、原告からE劣後ローンの全額の返済を受け、同日、これを原資として、E優先出資証券に係る出資金350億円と同証券に係る配当金8億3650万円との合計額358億3650万円を持株SPCに送金し、E優先出資証券の償還をした。

その結果、Eが発行する株式等は、原告が保有する普通株式のみとなり、本件各子SPC事業年度の終了日においても、Eが発行していた株式等は原告が保有する普通株式

1210万株のみであった。(以上につき、乙16、17)

ウ 本件各子SPCの清算について

(ア) Fについて

Fは、平成27年12月3日、株主総会を開催し、清算する旨の決議を行った。この最終株主総会の開催により、平成26年12月30日から始まる同社の事業年度(本件各子SPC事業年度)は、同日から平成27年12月3日までとなった。

同社の本件各子SPC事業年度における当期純利益の額は76億4673万8142円であった。

平成27年12月3日時点におけるFの貸借対照表には、原告からの普通株式による出資に係る資本金の額として32億0500万円、利益剰余金の額として4227万9884円が計上されている。

Fは、平成28年3月●日、解散した。(以上につき、乙3、11、18、弁論の全趣旨)

(イ) Eについて

Eは、平成27年12月3日、株主総会を開催し、清算する旨の決議を行った。この最終株主総会の開催により、平成26年12月30日から始まる同社の事業年度(本件各子SPC事業年度)は、同日から平成27年12月3日までとなった。

同社の本件各子SPC事業年度における当期純利益の額は、8億3605万1965円であった。

平成27年12月3日時点におけるEの貸借対照表には、原告からの普通株式による出資に係る資本金の額として6億0500万円、利益剰余金の額として5366万5149円が計上されている。

Eは、平成28年3月●日、解散した。(以上につき、乙3、13及び19、弁論の全趣旨)

エ 適用対象金額

本件各SPC事業年度における本件各子SPCの適用対象金額(関係法令(1)ウ)は、Fが76億4673万8142円、Eが8億3605万1965円である(いずれも、本件各子SPC事業年度における本件各子SPCの純利益と同額である。)(乙3)

(5) 課税の経緯等

ア 原告は、本件事業年度の法人税等の確定申告書を、法定申告期限内である平成28年6月30日に麴町税務署長に提出し、確定申告をした。

原告は、同年7月8日、修正申告書(以下「本件修正申告書」という。)を麴町税務署長に提出して本件事業年度に係る法人税等の修正申告(以下「本件修正申告」という。)をした。

なお、原告は、上記確定申告及び本件修正申告において、本件各子SPCに係る外国子会社合算税制の適用に関し、本件保有株式等割合(本件各子SPCの発行済株式等に係る原告の請求権勘案保有株式等割合)が0.00%、課税対象金額が0円であることを前提として申告をした。(以上につき、乙1、3)

イ これに対し、麴町税務署長は、本件保有株式等割合は100%であり、本件各子SPCの適用対象金額の全額が、課税対象金額として、原告の本件事業年度の法人税に係る

所得の金額の計算上、益金の額に算入されるなどとして、平成29年11月7日付けで本件事業年度の法人税等の各更正処分及びこれらに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分（これらの処分を併せて「本件当初処分」という。）をした（甲1、2）。

ウ 原告は、平成30年1月22日、本件当初処分を不服として、国税不服審判所長に審査請求をしたところ、同年8月1日付けで、同審査請求をいずれも棄却する旨の判決を受けた（甲3）。

エ 原告は、平成31年1月29日、本件当初処分について、その全部又は一部の取消しを求めて本件訴えを提起した（顕著な事実）。

オ 麹町税務署長は、令和元年7月29日付けで、本件当初処分に係る法人税等の各減額更正、本件当初処分に係る過少申告加算税の各変更決定（これらの処分を併せて、以下「本件減額処分」という。）をした。

原告は、上記の経緯を受け、本件訴えに係る請求の内容を、本件減額処分による一部取消し後の法人税等の各更正処分（本件各更正処分）のうち本件修正申告における申告額を超える部分及び本件減額処分による変更後の過少申告加算税の各賦課決定処分（本件各賦課決定処分）の各取消しを求めるものに変更した。（以上につき、乙27、顕著な事実）

カ 本件における課税の経緯の詳細は、別表1のとおりである。

（6）課税の根拠

被告が主張する本件各処分の適法性の根拠は、別紙3のとおりであり、原告は、後記4の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を明らかに争わない。

4 争点及び当事者の主張の要旨

本件の争点は、本件各処分の適法性（具体的には、原告の本件事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されるべき本件各子SPCに係る課税対象金額）であり、争点に関する当事者の主張の要旨は、別紙4のとおりである。なお、同別紙中において定義した略称は、本文中においても用いることとする。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、本件各子SPC事業年度に係る原告の本件保有株式等割合は100%であり、本件各子SPCの同事業年度に係る適用対象金額の全額が課税対象金額となり、これに相当する金額が原告の本件事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるべきものであるから、本件各処分はいずれも適法であり、原告の請求はいずれも理由がなく棄却すべきものと判断する。その理由の詳細は、次のとおりである。

2 原告の本件事業年度の所得の計算上、益金の額に算入されるべき本件各子SPCに係る課税対象金額について

（1）本件各子SPCの特定外国子会社等該当性

前記関係法令（1）イのとおり、外国法人がタックス・ヘイブン対策税制の対象となる特定外国子会社等に該当するか否かは、当該外国法人の各事業年度の終了時の現況により判断すべきところ、前記前提事実（1）ウ、エのとおり、ケイマン法に基づき設立された外国会社である本件各子SPCは、いずれも、本件各子SPC事業年度の終了時において、その発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに内国法人である原告が有する直接保有の株式数が占める割合が100分の50を超えていたから、本件各子SPC事業年度におい

て原告の外国関係会社に該当し、さらに、本件各子S P Cは、主たる事務所の所在する地域であるケイマンにおいて、その所得に対して課される税の負担割合がいずれも0%であったから、原告の特定外国子会社等に該当する。

(2) 本件各子S P Cの本件各子S P C事業年度における課税対象金額

ア 前記前提事実(4)イによると、F及びE(本件各子S P C)は、平成27年6月30日、本件優先出資証券に係る出資金(前者につき3200億円、後者につき350億円)と配当金の額(前者につき76億4800万円、後者につき8億3650万円)との合計額(前者につき3276億4800万円、後者につき358億3650万円)を持株S P Cに送金して本件優先出資証券の償還を行い、これにより、持株S P Cが保有する本件各子S P Cの株式等(本件優先出資証券)は消滅し、その結果、本件各子S P C事業年度の終了日(平成27年12月3日)において本件各子S P Cが発行する株式等は、原告が保有する普通株式(Fにつき6410万株、Eにつき1210万株)のみとなった。

イ 前記関係法令(1)エのとおり、タックス・ヘイブン対策税制において内国法人の収益の額とみなされる課税対象金額とは、適用対象金額に、当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了時における当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の請求権勘案保有株式等の占める割合(請求権勘案保有株式等割合)を乗じて計算した金額をいうところ(措置法施行令39条の16第1項)、この請求権勘案保有株式等割合の算定の基礎となる請求権勘案保有株式等とは、内国法人が直接に有する外国法人の株式等の数又は金額等をいい、当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額をいうものとされている(同条2項1号)。

このように、措置法施行令39条の16第1項は、課税対象金額の算定につき、当該特定外国子会社等の事業年度終了時を基準として、適用対象金額に同時点における請求権勘案保有株式等割合を乗じて算定すべきものとしているのであるから、同割合の算定の基礎となる請求権勘案保有株式等の数又は金額について規定する同条2項1号も、同時点の現況をもってその数又は金額を判断すべきことを前提としているものというべきであり、これらのことは、上記各規定の文理に照らして明らかである。

ウ そして、上記アのとおり、本件各子S P C事業年度の終了時(平成27年12月3日)においてFが発行していた株式は、原告が保有する普通株式6410万株のみであったから、Fの請求権勘案保有株式等割合、すなわち、本件各子S P C事業年度終了時におけるFの発行済株式数(6410万株)に占める原告の保有するしていたFの株式数(6410万株)の割合は、100%となる。

また、Eについても、上記アのとおり、本件各子S P C事業年度の終了時(平成27年12月3日)においてEが発行していた株式は、原告が保有する普通株式1210万株のみであったから、Eの請求権勘案保有株式等割合も同様に100%となる。

したがって、本件各子S P C事業年度におけるF及びE(本件各子S P C)の請求権勘案保有株式等割合(本件保有株式等割合)はいずれも100%であるから、同事業年度

におけるFの課税対象金額は、適用対象金額76億4673万8142円に本件保有株式等割合100%を乗じて算出した金額(76億4673万8142円)となり、Eの同事業年度における課税対象金額は、適用対象金額8億3605万1965円に本件保有株式等割合100%を乗じて算出した金額(8億3605万1965円)となる。

(3) 小括

以上のとおり、本件各子SPCは、いずれも原告の特定外国子会社等に該当し、本件保有株式等割合は100%であるから、本件各子SPCの適用対象金額の全額が本件各子SPC事業年度の課税対象金額となり、これに相当する金額は、原告の収益の額とみなして、本件各子SPC事業年度の終了日の翌日から2か月を経過する日を含む原告の事業年度(本件事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入されるべきものである。

3 原告の主張について

(1) ア 原告は、タックス・ヘイブン対策税制が租税回避の防止を目的とする立法である以上、措置法の規定は、かかる同法の目的に適合するように解釈されるべきであり、およそ租税回避の目的も実態もない場合には、これを適用することは許されないところ、本件資金調達スキームは、バーゼルII(前提事実(3)ア)への対応として自己資本の調達等を目的とするものであり、租税回避の目的も実態もないから、タックス・ヘイブン対策税制の規定を適用することは許されない旨主張する。

イ そこで検討すると、タックス・ヘイブン対策税制について規定する措置法66条の6は、内国法人が、法人の所得等に対する租税の負担がないか又は極端に低い国又は地域(タックス・ヘイブン)に子会社を設立して経済活動を行い、当該子会社に所得を留保することにより、我が国における租税の負担を回避しようとする事例が生ずるようになったことから、このような事例に対処して税負担の実質的な公平を図ることを目的として、一定の要件を満たす外国子会社を特定外国子会社等と規定し、その課税対象金額を内国法人の所得の計算上益金の額に算入することとしたものである。

もっとも、措置法66条の6は、1項において、その適用要件を具体的に規定するとともに、他方で、特定外国子会社等であっても、独立企業としての実体を備え、その所在する国又は地域において事業活動を行うことにつき十分な経済合理性がある場合にまで上記のような益金算入の取扱いを及ぼすとすれば、我が国の民間企業の海外における正常かつ合理的な経済活動を阻害するおそれがあることから、3項において、事業基準等の具体的な適用除外要件を定めた上で、これらが全て満たされる場合には、1項の規定を適用しないこととしているものである(最高裁平成●●年(○○)第●●号同29年10月24日第三小法廷判決・民集71巻8号1522頁参照)。そして、同条1項及び3項のいずれにおいても、租税回避の目的の有無や、税負担の不当な軽減となる実態の有無、あるいは特定外国会社等がその所在する国又は地域で事業を行うことの経済的合理性の有無は、同条1項の規定が適用され、あるいはその適用が除外される要件として規定されていない。

そうであれば、タックス・ヘイブン対策税制を定める措置法66条の6の規定は、原告のいうとおり租税回避を防止することをその趣旨・目的とするものであるけれども、その具体的な適用に当たっては、同条1項に規定する適用要件及び同条3項に規定する適用除外要件の各該当性の有無により客観的に判断するものとし、このような各要件に

係る判断を通じて上記趣旨・目的の実現を図ることとしたものと解するのが相当である。そして、租税については、租税法主義の下、課税要件の明確性が強く求められ、租税法規を解釈するに当たっては、原則として文理解釈によるべきであって、みだりに規定の文言を離れて解釈すべきではないから、同条が明文で規定する各要件とは別に、租税回避の目的や実態の有無等が同条1項の適用又は適用除外の要件となるものとは解することができないというべきである（なお、このように解することが、タックス・ヘイブン対策税制の趣旨・目的に反するものではなく、違憲の問題を生じさせるものでもないことは、後記（2）、（3）のとおりである。）。

ウ 以上によれば、措置法66条の6第1項所定の要件を満たす場合には、同条3項所定の適用除外要件を満たす場合を除き、租税回避の目的・実態の有無や当該特定外国子会社等の所在国・地域における事業の経済的合理性の有無等にかかわらず、同条1項が適用されるというべきであり、本件において原告が主張するような、本件各子SPCを用いた本件資金調達スキームが租税回避を目的としたものでないことや、これと同様の資金調達スキームがバーゼルⅡに対応するための合理的な方法として邦銀において当時広く採用されていたことなどの事情は、仮にこれらの事情が認められるとしても、同条1項の適用の可否を左右するものではないというべきである。したがって、この点についての原告の主張は採用することができない。

(2) ア 原告は、本件各処分は典型的なオーバー・インクルージョン（過剰包摂）のケースといえるところ、平成17年税制改正が、オーバー・インクルージョンを除去することにより、タックス・ヘイブン対策税制の合理化を図ることをその趣旨・目的とするものであることからすると、課税対象金額の算定について規定する措置法施行令39条の16第1項、2項1号についても、オーバー・インクルージョンを防止することができるように目的論的解釈をする必要があり、具体的には、同号にいう「請求権の異なる株式等を発行している場合」に当たるためには、当該特定外国子会社等がその事業年度中のいずれかの時点において請求権の内容が異なる株式等を発行していれば足りると解すべきであると主張する。

イ そこで検討すると、前記関係法令（3）のとおり、平成17年税制改正前においては、措置法及び措置法施行令上、特定外国子会社等が請求権の内容の異なる複数の種類の株式を発行している場合であっても、それが請求権のない株式等である場合を除き、そのような株式等の種類ごとの請求権の内容は、課税対象金額の算定において考慮されないものとされていたのに対し、平成17年税制改正後においては、課税対象金額の算定において当該特定外国子会社等が発行する株式等の請求権の内容が勘案されるべきことが明記されたものである（措置法66条の6第1項、措置法施行令39条の16）。

このような平成17年税制改正の趣旨については、請求権の異なる株式等を発行することにより、特定外国子会社等の利益のうち持株割合を超える割合を内国法人に帰属させるような事態について、株式等の請求権の内容を勘案することによって対処しようとしたものと解することができ、このような意味において、内国法人が特定外国子会社等から実際に受領できる配当等の金額に相当する金額と課税対象金額との接近を指向するものであるということはできるとしても、そうであるからといって、同改正後の措置法及び措置法施行令の各規定が、原告が主張するような、規定の文言から離れた解釈を許

容するものと解することはできず、当該特定外国子会社等が発行する株式等の請求権の内容の勘案を定めたこれら規定の適用を通じて、可及的に、課税対象金額と内国法人が特定外国子会社等から実際に受領できる配当等の金額に相当する金額との接近を図ることとしているものにすぎない。

ウ また、措置法の委任を受けて定められた措置法施行令39条の16第1項は、課税対象金額の算定の基礎となる請求権勘案保有株式等割合につき、当該特定外国子会社等の各事業年度終了時におけるものと定めているから、同条2項1号にいう請求権の内容が異なる株式等の発行についても、当該特定外国子会社等の各事業年度の終了時の現況をもってその発行の有無を判断すべきことを前提としていると解するのが、これらの規定の文理に忠実な解釈というべきである。一般に、複雑かつ多様な経済事象をその規律の対象としつつ、課税の公平及び徴税の適正等を確保するという租税法規の専門技術的性格を踏まえると、法律の委任を受けた政令その他の下位法令において、法律の定める基本事項の趣旨を損なわない範囲において技術的・細目的な規律を設けることも当然に許されるものというべきところ、課税対象金額の算定につき、当該特定外国子会社等が発行する株式等の請求権の内容を勘案すべきことなどの基本事項を定めた上で、その細目を政令に委任している措置法66条の6第1項についても、措置法施行令において、これらの基本事項の趣旨・目的に反しない範囲において技術的・細目的な規律を設けることを当然に許容しているものと解される。そして、上記のとおり、措置法施行令は、課税対象金額の算定において株式等の請求権の内容を勘案するに当たり、その基準時を当該特定外国子会社等の各事業年度の終了時に固定してこれを一律に判断すべきものとしているのであるが、このような措置法施行令の規定が、同項が規定する上記基本事項の趣旨・目的を損なうものであるということとはできず、これに反しない範囲における技術的・細目的な定めとして、課税の公平及び徴税の適正等の確保の観点から課税の明確性・統一性を図るための規律を設けたものと解することができるから、同項の委任の範囲を逸脱するものではないというべきである。

エ 以上のとおりであるから、措置法施行令39条の16第1項、2項1号の規定をその文理どおりに解することが、平成17年税制改正の趣旨に反し、措置法66条の6第1項による委任の範囲を逸脱するということができず、同号にいう「請求権の異なる株式等が発行している場合」につきオーバー・インクルージョンを防止するような目的論解釈をすべきとする原告の主張は採用することができない。

(3) ア 原告は、本件各子SPC事業年度において本件各子SPCが稼得した所得の源泉となる経済的利得は、その事業年度中に全て本件優先出資証券について配当され、原告には帰属しないことが確定しているから、本件においてタックス・ヘイブン対策税制の規定を適用することは、所得により表象される担税力のないところに課税を行うこととなり、憲法29条、14条1項に違反する旨主張する。

イ しかし、内国法人の法人税に係る所得の計算におけるのと同様に、課税対象金額の計算の基礎となる基準所得金額の計算においても、各事業年度の途中における配当等の資本等取引（法人税法22条5項）に相当する取引により当該特定外国子会社等の所得が流出したからといって、その流出した財産に相当する金額が基準所得金額から控除されることとなるものではないから（措置法施行令39条の15第1項1号、法人税法2

2条3項参照)、本件各子SPC事業年度の途中に行われた本件優先出資証券への配当により原告の担税力が失われたということはできない。

ウ 原告の主張は、つまるところ、特定外国子会社等の事業年度の終了に先立ち、当該特定外国子会社等が行う配当等による財産の流出により、当該特定外国子会社等の当該事業年度における課税対象金額と、内国法人が当該特定外国子会社等から実際に受領できる配当等の金額との間にかい離が生じることの不当性をいうものと解される。

しかしながら、租税法規の定立については、立法府の政策的・技術的な判断に委ねられるべきものであって、立法府は、租税法規の定立について広い裁量を有するものと解されるところ(最高裁昭和●●年(○○)第●●号同60年3月27日大法廷判決・民集39巻2号247頁参照)、タックス・ヘイブン対策税制についても、外国関係会社が得た所得につき、いかなる要件の下に内国法人の収益とみなすのかについては、立法政策上の問題として、上記のような立法府及びその委任を受けた行政府の広範な立法裁量に委ねられるべきものである。そして、前記(2)のとおり、平成17年税制改正後の措置法及び措置法施行令は、特定外国子会社等が発行する株式等の請求権の内容を勘案することにより可及的に課税対象金額と内国法人が実際に受領できる配当等の金額との接近を図る一方、内国法人の請求権勘案保有株式等割合につき、特定外国子会社等の各事業年度終了時の現況により判断すべきものと定めることにより、特定外国子会社等が各事業年度に獲得した所得(適用対象金額)の期中の一時点における実質的な帰属ないしこれに対する支配の程度と、基準時である当該特定外国子会社の事業年度終了時における請求権勘案保有株式等割合とがかい離する場合が生じ得ることも、当然に予定しているところ、このことが、直ちに、タックス・ヘイブン対策税制の趣旨・目的に照らして不合理であるとか、タックス・ヘイブン対策税制の全体としての合理性を損なうものであるということとはできず、このような措置法及び措置法施行令の定めが、立法府及び行政府に委ねられた立法裁量の範囲を逸脱するものということとはできないし、本件保有株式等割合を100%として課税対象金額を算定した本件各処分が、憲法14条1項、29条に反するということもできない。

以上のとおりであるから、この点についての原告の主張は採用することができない。

(4) 原告は、措置法施行令39条の16第1項、2項1号を文理どおりに解釈すると、本件各子SPCに本件劣後ローンの発生期間の末日(平成27年6月29日)を終了日とする決算期を追加していれば、原告に対する課税はないことになるが、決算期の設定方法いかんにより課税関係が大きく変動するのは不合理であると主張する。

しかし、措置法施行令39条の16が、課税の公平及び徴税の適正等の確保の見地から、請求権の内容が異なる株式等が発行されているか否かについては、当該特定外国子会社等の事業年度の終了時を基準時として一律に判定すべきものとし、もって課税の明確性・統一性を図ったものと解されることは、前記(2)において説示したとおりである。そうであれば、当該基準時における株式等の発行状況等が異なる場合には、租税法律関係も異なることとなることは当然であって、このことは、措置法施行令及びその根拠規定である措置法においても予定しているものというべきであり、決算期の定め(事業年度の終了時)が異なることにより租税法律関係に変動が生じることをもって不合理であるということとはできない。したがって、この点についての原告の主張は採用することができない。

4 本件各処分 of 適法性について

上記2、3によると、本件各子SPC事業年度に係る原告の本件保有株式等割合は100%となるから、本件各子SPCの同事業年度の適用対象金額はその全額が課税対象金額となるものであり、これを原告の本件事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入してした本件法人税更正処分につき、措置法66条の6第1項及び措置法施行令39条の16第1項、2項1号の解釈適用を誤ったものということとはできず、他に本件法人税更正処分が違法であることをうかがわせる事情は認められないから、本件法人税更正処分は適法である。

また、本件地方法人税更正処分及び本件法人税賦課決定処分は、いずれも本件法人税更正処分を前提とするものであり、本件地方法人税賦課決定処分は、本件地方法人税更正処分を前提とするものであるところ、本件法人税更正処分が適法であることは上記のとおりであって、地方法人税及び過少申告加算税の額の計算にも違法な点は認められないから、これらの各処分も適法である。

5 結論

よって、本件各処分はいずれも適法であり、これらの全部又は一部の各取消しを求める原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 清水 知恵子

裁判官 川山 泰弘

裁判官 釜村 健太

指定代理人目録

高橋 紀子、小澤 信彦、若狭 圭悟、竹内 之真、鷺津 晋一、平 雄一

○ 租税特別措置法（平成二八年法律第一五号による改正前のもの）

（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入）

第六十六条の六 次に掲げる内国法人に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（以下この条及び次条において「特定外国子会社等」という。）が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下第四項までにおいて同じ。）の請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の数の当該外国関係会社の発行済株式又は出資（当該外国関係会社が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合（当該外国関係会社が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか高い割合。次号において「直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合」という。）が百分の十以上である内国法人

イ 議決権（剰余金の配当等に関する決議に係るものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の数が一個でない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）

その有する当該外国関係会社の直接及び間接保有の議決権の数の当該外国関係会社の議決権の総数のうちに占める割合

ロ 請求権の内容が異なる株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。） その有する当該外国関係会社の直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額の当該外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに占める割合

ハ 議決権の数が一個でない株式等及び請求権の内容が異なる株式等を発行している法人 イ又はロに定める割合のいずれか高い割合

二 直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合が百分の十以上である一の同族株主グループに属する内国法人（前号に掲げる内国法人を除く。）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号及び第六号において同じ。）及び内国法人並びに特殊関係非居住者（居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者をいう。以下この号において同じ。）が有する直接及び間接保有の株式等の数の合計数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに

定める割合のいずれか高い割合)が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権の数が一個でない株式等を発行している法人(ハに掲げる法人を除く。) 当該外国法人の議決権の総数のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する当該外国法人の直接及び間接保有の議決権の数の合計数の占める割合

ロ 請求権の内容が異なる株式等を発行している法人(ハに掲げる法人を除く。) 当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちに居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する当該外国法人の直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額の合計額の占める割合

ハ 議決権の数が一個でない株式等及び請求権の内容が異なる株式等を発行している法人 イ又はロに定める割合のいずれか高い割合

二 適用対象金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額(以下この号において「基準所得金額」という。)を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等の数 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の合計数又は合計額をいう。

四 直接及び間接保有の議決権の数 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の議決権の数及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の議決権の数の合計数をいう。

五 直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額及び他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額として政令で定めるものの合計額をいう。

六 同族株主グループ 外国関係会社の株式等を直接又は間接に保有する者のうち、一の居住者又は内国法人及び当該一の居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある者(外国法人を除く。)をいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等で、株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用权を含む。)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け(次項において「特定事業」という。)を主たる事業とするもの(株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの(以下この条において「統括業務」という。)を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの(以下この項において「事業持株会社」という。)を除く。)以外のものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業(事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。)を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合で

あつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で政令で定めるものを含む。）において行っている場合として政令で定める場合

○ 租税特別措置法施行令（平成二九年政令第一一四号による改正前のもの）

（特定外国子会社等の範囲）

第三十九条の十四 法第六十六条の六第一項に規定する政令で定める外国関係会社は、次に掲げるものとする。

一 法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社（法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）

二 その各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の百分の二十未満である外国関係会社

2 外国関係会社が前項第二号の外国関係会社に該当するかどうかの判定については、次に定めるところによる。

一 前項第二号の所得の金額は、当該外国関係会社の当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この節において「本店所在地国」という。）の外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この節において同じ。）に関する法令（当該外国法人税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令をいう。以下この項において「本店所在地国の法令」という。）の規定により計算した所得の金額に当該所得の金額に係るイからホまでに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該所得の金額に係るへに掲げる金額を控除した残額とする。

イ その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額（法人税第二十三条第一項第一号及び第二号に掲げる金額（同法第二十四条第一項の規定の例によるものとした場合にこれらの号に掲げる金額とみなされる金額に相当する金額を含む。以下この項及び次条において「配当等の額」という。）を除く。）

ロ その支払う配当等の額で損金の額に算入している金額

ハ その納付する外国法人税の額で損金の額に算入している金額

ニ その積み立てた法第五十七条の五第一項又は第五十七条の六第一項の異常危険準備金に類する準備金（以下この項及び次条第二項において「保険準備金」という。）の額のうち損金の額に算入している金額で法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されないこととなる金額に相当する金額

ホ その積み立てた保険準備金（法五十七條の五又は第五十七條の六の規定の例によるものとした場合に積み立てられるものに限る。）につき益金の額に算入した金額がこれらの規定の例によるものとした場合に益金の額に算入すべき金額に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額

ヘ その還付を受ける外国法人税の額で益金の額に算入している金額

二 前項第二号の租税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

イ 当該外国関係会社の当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課される外国法人税の額（その本店所在地国の法令により当該外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるものを含むものとし、前号イに掲げる所得の金額から除かれるその本店所在地国以外の国又は地域の所在する法人から受ける配当等の額に対して課されるものを除

く。)

ロ 当該外国関係会社が当該各事業年度においてその本店所在地国において軽減され、又は免除された外国法人税の額で、租税条約の規定により当該外国関係会社が納付したものとみなされるもの

三 その本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合には、前号イの外国法人税の額は、これらの税率をこれらの税率のうち最も高い税率であるものとして算定した外国法人税の額とすることができる。

四 前項第二号の所得の金額がない場合又は欠損の金額となる場合には、その行う主たる事業に係る収入金額（当該収入金額が第一号イに掲げる所得の金額から除かれる配当等の額である場合には、当該収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとした場合にその所得に対して適用されるその本店所在地国の外国法人税の税率により判定するものとする。

3 (略)

(特定外国子会社等の適用対象金額の計算)

第三十九条の十五 法第六十六条の六第二項第二号に規定する政令で定める基準により計算した金額は、同条第一項に規定する特定外国子会社等（以下この条及び次条第一項において「特定外国子会社等」という。）の各事業年度の決算に基づく所得の金額に係る第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から当該所得の金額に係る第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除した残額（当該所得の金額に係る第一号に掲げる金額が欠損の金額である場合には、当該所得の金額に係る第二号に掲げる金額から当該欠損の金額と当該所得の金額に係る第三号及び第四号に掲げる金額との合計額を控除した残額）とする。

(以下略)

(内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額の計算等)

第三十九条の十六 法第六十六条の六第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等の各事業年度の同項に規定する適用対象金額に、当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了の時点における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時点における当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の請求権勘案保有株式等の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 請求権勘案保有株式等 内国法人が直接に有する外国法人の株式等の数又は金額（当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権に基づき受けることができる法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この条において「剰余金の配当等」という。）の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額）及び請求権勘案間接保有株式等を合計した数又は金額をいう。

二 請求権勘案間接保有株式等 外国法人の発行済株式等に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、それぞれ次に定める割合の合計割合）を乗じて計算した株式等の数又は金額をいう。

イ 当該外国法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この条に

において同じ。)である他の外国法人(イにおいて「他の外国法人」という。)の発行済株式等の全部又は一部が内国法人により所有されている場合 当該内国法人の当該他の外国法人に係る持株割合(その株主等の有する株式等の数又は金額が当該株式等の発行法人の発行済株式等のうちに占める割合(当該発行法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、その株主等が当該請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合)をいう。以下この号において同じ。)に当該他の外国法人の当該外国法人に係る持株割合を乗じて計算した割合(当該他の外国法人が二以上ある場合には、二以上の当該他の外国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

(以下略)

(外国関係会社の判定等)

第三十九条の二十 法第六十六条の六第一項又は第四項の場合において、外国法人が同条第二項第一号に規定する外国関係会社(以下この項及び次項において「外国関係会社」という。)に該当するかどうかの判定は、当該外国法人の各事業年度終了の時の現況によるものとし、内国法人が同条第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定は、これらの法人に係る外国関係会社の各事業年度終了の時の現況による。

2以下 (略)

課税の根拠

1 本件法人税更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件法人税更正処分の根拠

原告の本件事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

ア 所得金額 (別表2㉔欄) 5019億9836万9849円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した金額である。

(ア) 修正申告における所得金額 (別表2①欄) 4960億4017万1081円

上記金額は、本件修正申告書に記載された金額と同額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額 (別表2㉒欄) 110億6074万5359円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 本件各子SPCに係る課税対象金額の益金算入額 (別表2㉑欄)

84億8279万0107円

上記金額は、原告の特定外国子会社等に該当する本件各子SPCに係る課税対象金額であり、措置法66条の6第1項の規定に基づき、原告の本件事業年度の益金の額に算入すべき金額である。

b 前記a以外の加算金額の合計額 (別表2③欄) 25億7795万5252円

上記金額は、別表2④～㉑の各金額の合計額であり、本件各子SPCに係る課税対象金額の益金算入額(前記a)以外の加算金額の合計金額である。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額 (別表2㉗欄) 51億0254万6591円

上記金額は、別表2㉒～㉖の各金額の合計額である。

イ 所得金額に対する法人税額 (別表2㉙欄) 1199億7761万0191円

上記金額は、前記アの所得金額(ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。)に、法人税法66条1項(平成28年法律第15号による改正前のもの。)に規定する税率(100分の23.9の割合)を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額の特別控除額 (別表2㉚欄) 1億6148万9947円

上記金額は、本件修正申告書に記載された金額と同額である。

エ 法人税額から控除される所得税額等 (別表2㉛欄) 549億0316万1480円

上記金額は、法人税法68条1項(平成29年法律第4号による改正前のもの。)の規定により法人税額から控除される所得税の額176億4739万3048円及び同法69条1項(平成28年法律第15号による改正前のもの。)の規定により法人税額から控除される外国税額372億5576万8432円の合計額である。

オ 納付すべき法人税額 (別表2㉜欄) 649億1295万8700円

上記金額は、前記イの金額から前記ウ及びエの各金額を差し引いた金額(ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。)である。

カ 既に納付の確定した法人税額 (別表2㉝欄) 638億6455万3000円

上記金額は、本件修正申告書に記載された金額と同額である。

キ 差引納付すべき法人税額（別表2⑭欄） 10億4840万5700円

上記金額は、前記オの金額から前記カの金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべき法人税額である。

(2) 本件法人税更正処分の適法性

原告の本件事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額は、それぞれ前記(1)ア及びオのとおりであるところ、これらはいずれも本件法人税更正処分における所得金額及び納付すべき法人税額とそれぞれ同額であるから、本件法人税更正処分は適法である。

2 本件地方法人税更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件地方法人税更正処分の根拠

原告の本件事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額は、次のとおりである。

ア 課税標準法人税額（別表3③欄） 1198億1612万0000円

上記金額は、地方法人税法9条1項に規定する課税標準法人税額であり、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。）である。

(ア) 修正申告における基準法人税額（別表3①欄） 1183億9211万0922円

上記金額は、本件修正申告書に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準法人税額に加算すべき金額（別表3②欄） 14億2400万9322円

上記金額は、前記(ア)の基準法人税額1183億9211万0922円と、前記1(1)イにより算出された法人税額1199億7761万0191円から前記1(1)ウの法人税額の特別控除額1億6148万9947円を控除した金額である1198億1612万0244円との差額であり、本件事業年度の基準法人税額の増加額として、課税標準法人税額に加算すべき金額である。

イ 課税標準法人税額に対する地方法人税額（別表3④欄） 52億7190万9280円

上記金額は、前記アの課税標準法人税額に地方法人税法10条1項に規定する税率（100分の4.4の割合）を乗じて計算した金額である。

ウ 外国税額の控除額（別表3⑤欄） 13億5489万6027円

上記金額は、地方法人税法12条の規定により、所得地方法人税額から控除される控除対象外国法人税の額である。

エ 納付すべき地方法人税額（別表3⑥欄） 39億1701万3200円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額（ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額。）である。

オ 既に納付の確定した地方法人税額（別表3⑦欄） 38億7088万3300円

上記金額は、本件修正申告書に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき地方法人税額（別表3⑧欄） 4612万9900円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を控除した金額であり、原告が新たに納付すべき地方法人税額である。

(2) 本件地方法人税更正処分の適法性

原告の本件事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額は、それぞれ前記（１）ア及びエのとおりであるところ、これらはいずれも本件地方法人税更正処分における課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額とそれぞれ同額であるから、本件地方法人税更正処分は適法である。

3 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

（１）本件各賦課決定処分の根拠

前記１（２）及び２（２）のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告が本件各更正処分により新たに納付すべき法人税額及び地方法人税額については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、国税通則法６５条４項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件各更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ次のア及びイのとおりである。

ア 本件法人税更正処分による過少申告加算税の額 1億0484万0000円

上記金額は、本件法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった法人税額10億4840万円（ただし、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

イ 本件地方法人税更正処分による過少申告加算税の額 461万2000円

上記金額は、本件地方法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額4612万円（ただし、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

（２）本件各賦課決定処分の適法性

本件各更正処分に伴う各過少申告加算税の額は、それぞれ前記（１）ア及びイのとおりであるところ、これらはいずれも、本件各賦課決定処分における各過少申告加算税の額と同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

争点に関する当事者の主張の要旨

(被告の主張の要旨)

1 本件各子S P Cは、いずれも原告の特定外国子会社等に該当するところ、本件格子S P C事業年度の終了時(平成27年12月3日)において、本件各子S P Cが発行していた株式は、原告が保有する普通株式のみであったから、本件各子S P Cの発行済株式等に係る原告の請求権勘案保有株式等割合(本件保有株式等割合)は100%である。また、本件各子S P Cの本件各子S P C事業年度における適用対象金額は、Fが76億4673万8142円、Eが8億3605万1965円である。

したがって、上記適用対象金額は、その全額が課税対象金額として、本件各子S P C事業年度の終了日の翌日から2月を経過する日を含む原告の本件事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されるべきであり、これを前提とする本件各処分は適法である。

2 原告の主張に対し

(1) 租税法規は、侵害規範であり、法的安定性が強く要請されることから、その解釈は、原則として文理解釈によるべきであって、文理解釈によっては規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合に初めて、規定の趣旨目的に立ち戻って、その意味内容を明らかにするという目的的解释が行われるべきところ、原告の主張は、措置法66条の6の条文において要求されていない「租税回避行為が存在すること」という新たな要件を同条に付加して租税法規の適用範囲を限定的に解するものにほかならない。原告が、その主張の根拠として挙げる最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同26年12月12日第二小法廷判決・集民248号165頁(以下「平成26年最判」という。)は、同判決における事実関係の下、延滞税の発生を定める国税通則法の規定をその趣旨から解釈し判断した事例判決であり、本件にそのまま当てはまるものではない。

(2) 原告は、タックス・ヘイブン対策税制に係る平成17年制改正は、「オーバー・インクルージョン」を回避するためのものであるとして、典型的なオーバー・インクルージョンである本件にタックス・ヘイブン対策税制を適用することは許されない旨主張するが、かかる主張は、平成17年税制改正の趣旨を正解しないものである。平成17年税制改正による措置法施行令39条の16の規定の改正は、課税対象金額の計算を適正化するために行われたものであるから、原告がいうような「租税回避防止に必要と考えられる範囲に合算課税を限定するための立法」でも、「オーバー・インクルージョンを回避するための立法」でもない。「オーバー・インクルージョン」なる概念は法令上の概念でないことはもとより、そのような事態については課税しないことが法令の文言上明らかであるともいえない。

また、原告は、措置令39条の16第2項1号にいう「請求権の内容が異なる株式等を発行している場合」か否かを判断するに当たっては、事業年度中のいずれかの時点において請求権の内容が異なる株式等を発行しているか否かを判断基準とすべきである旨主張するが、法令の規定から離れた飛躍した解釈であって、法令の趣旨・目的からそのように解することもできない。

(3) 本件では、本件各子S P Cは、当期純利益とほぼ同額の配当を行って、資金を失ったものであるが、かかる事態は本件各S P Cあるいはその株主である原告の意思に反して強制され

たなどといったものではなく、本件各子S P Cの株主総会の特別決議により採択された定款において当該配当の実施を定めていることから明らかであるとおりに、本件各子S P Cないしはその支配株主たる原告の意思決定に基づいて行われたものである。原告は、本件各処分は担税力がないところに課税するものであると主張するが、納税資金の有無は担税力とは別の次元の問題である上、タックス・ヘイブン対策税制の適用による課税は、原告自らの意思により招いたものにほかならない。

(原告の主張の要旨)

以下のとおり、本件保有株式等割合は0%であり、本件各子S P Cの本件各子S P C事業年度に係る課税対象金額は0円と算出されるべきであるから、本件保有株式等割合が100%であることを前提とする本件各処分はいずれも違法であり、本件各更正処分のうち本件修正申告による申告額を超える部分及び本件各賦課決定処分はいずれも取り消されるべきである。

1 (1) タックス・ヘイブン対策税制は、タックス・ヘイブンに所在する子会社を利用した租税回避を防止するための制度である。租税回避は、私法の形成可能性の濫用により不当に支払税額を減少させるものであり、租税回避の否認とは、租税回避が行われた場合に、当事者の選択した私法上の法形式を無視して課税を行うことである。そして、タックス・ヘイブン対策税制が租税回避否認立法である以上、租税回避が行われた場合にのみ私法の形成可能性の濫用が行われていない状態の課税に戻せばよいのであって、租税回避が行われていない場合にまでこれを機械的に適用して過重な課税を引き起こしてはならないのであり、およそ租税回避の目的も実態もない場合において、これを適用することは許されない。

そして、後記(2)のとおり、本件資金調達スキームは、そのスキームの構造、その組成から清算に至るまでの資金の流れにおいて、何ら租税回避の実態を伴うものではなかったから、本件各処分は、租税回避防止の目的に資するものではなく、タックス・ヘイブン対策税制の趣旨・目的に反する。租税法令を解釈・適用する上で、法の趣旨・目的を参酌する必要があることは、平成26年最判からも明らかであり、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきではないとする判例(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同22年3月2日第三小法廷判決・民集64巻2号420頁)においても、文理解釈は、その解釈結果が規定の趣旨・目的に適合する限りにおいて正当化されるものであることを前提としている。そして、このことは、委任命令の規定の解釈において特に強く要請される。委任命令は、委任の趣旨・目的に照らし、委任の範囲を逸脱してはならないためである。

(2) 本件資金調達スキームと同様のスキーム(以下「ダブルS P Cスキーム」という。)は、当時、邦銀において広く採用されていたものであり、このようなダブルS P Cスキームが金融界において一般的なものであることは、我が国の金融監督当局たる金融庁も認めていた。このように、本件優先出資証券の発行は、バーゼルⅡ(前提事実(3)ア)への対応として、自己資本を調達・維持することを目的とするものであって、それ以外に、我が国における課税を潜脱する意図・目的を伴うものではなかった。

そして、本件資金調達スキームにおける資金の流れは、一定の条件の下で、原告が本件劣後ローンに基づいて本件各子S P Cに利息を支払い、本件各子S P Cが、受領した利息の概ね全額を本件優先出資証券の配当として持株S P Cに支払い、その後、持株S P Cが、受領した配当の全額を持株S P C優先出資証券の配当として投資家に支払うとい

うものであり、持株SPC、本件各子SPCのいずれのレベルにおいても、各SPCの運営に必要な最小限度の費用分を除いて、利益が留保される事態が生じない建付になっており、原告が保有する本件各子SPCの株式について配当が支払われることは、仕組み上想定されていなかった。

ところが、本件優先出資証券について償還が行われ、本件各子SPC事業年度の終了日である平成27年12月3日の時点において、形式的には、原告の普通株式による出資のみ残存していたところ、これは、本件優先出資証券の償還及び本件各子SPCの通常の清算の流れの中で、偶然生じた状況にすぎない。ダブルSPCスキームでは、不要となったSPCを清算する場合の手続としては、まず初めに劣後ローンの返済及び優先出資証券の償還を行い、その完了後にSPCの清算手続に入るのが唯一の選択肢であり、本件においても同様の手順で清算が行われたものであり、ケイマン法上の清算手続としては、債権者への未払費用の支払を行った上で、最終株主総会を開催することとなるところ、その時点では、本件各子SPCの普通株式による出資分及び些少の利益剰余金が本件各子SPCに残存していたものである。

そして、本件資金調達スキームにおいて、原告が本件各子SPCに平成27年6月29日を終了日とする決算期を追加していたとすれば、本件各処分がされる余地はなかった。すなわち、①同日は本件優先出資証券に係る償還の前日であるため、本件各子SPCは、持株SPCが保有する優先出資証券及び原告が保有する普通株式の両方を発行する状態となることから、事業年度終了日（平成27年6月29日）時点における原告の議決権勘案保有株式等割合は0%となり、同事業年度について原告に対する合算課税が行われないことになり、②翌日の同月30日が翌事業年度の初日であり、同日付けで本件優先出資証券が償還されることから、翌事業年度の終了日である同年12月3日時点では、原告の普通株式のみが残存した状態になるが、他方で、原告の本件各子SPCに対する本件劣後ローンの利息発生期間は同年6月29日をもって満了済みであるため、翌事業年度の合算課税の対象となる利益は発生しない。しかし、決算期をこのように追加するかという1点のみでこのように課税関係が大きく変動するのは、極めて奇異であり、このような結果を招く解釈は不合理かつ違法である。

- (3) 措置法施行令39条の16第2項における請求権勘案保有株式等の概念は、平成17年税制改正において、課税対象金額の計算の適正化を図るために設けられたものであり、財務省による「平成17年税制改正の解説」（甲9）においても、内国法人が特定外国子会社等から実際に受領できる配当等の金額に相当する金額を基に計算することとしたとされているところ、これは、タックス・ヘイブン対策税制が租税回避防止規定であることを踏まえ、租税回避防止に必要と考えられる範囲に合算課税を限定することを目的とした立法であるといえる。この趣旨からすれば、本件各子SPCについて、合算課税を行うことは、およそ制度上想定されていないというほかなく、立法趣旨を逸脱するものであるというべきである。

2 措置法施行令39条の16第1項及び第2項1号の解釈

- (1) 上記1の不都合を考慮すると、措置法施行令39条の16第2項1号にいう「請求権の内容が異なる株式等を発行している場合」か否かを判断するに当たっては、事業年度中のいずれかの時点において請求権の内容が異なる株式等を発行しているか否かを判断基準とするこ

とが法の趣旨に沿った解釈といえる。

- (2) すなわち、平成17年税制改正前は、特定外国子会社等が請求権の異なる株式等を発行している場合においても、単純に株式保有割合を乗じて課税対象金額を計算することとされていたため、算出される課税対象金額が、内国法人が特定外国子会社等から実際に受領できる配当等の金額に相当する金額を超過する結果が生ずるおそれがあった。このような結果を防止するために、平成17年税制改正は、前記1(3)のとおり、課税対象金額の計算を、内国法人が特定外国子会社等から実際に受領できる配当等の金額に相当する金額をベースにして行うことに改めたものであり、かかる改正は、オーバー・インクルージョン（過剰包摂）を除去することにより、タックス・ヘイブン対策税制の合理化を図ったものといえる。

そして、委任命令である措置法施行令39条の16第1項及び第2項1号を解釈するに当たっては、委任元の法律である措置法66条の6第1項の委任の趣旨・目的に適合するように解釈しなければならず、平成17年税制改正後の措置法66条の6第1項による委任の趣旨・目的が、オーバー・インクルージョンの除去による計算の適正化及びこれによるタックス・ヘイブン対策税制の合理化にあるのであるから、措置法施行令の規定については、算出される課税対象金額が、「内国法人が特定外国子会社等から実際に受領できる配当等の金額に相当する金額」を超過すること（オーバー・インクルージョン）を防止することができるように解釈しなければならない。

そして、本件資金調達スキームにおいて、特定外国子会社等が事業年度の開始時には請求権が異なる株式等を発行していたが、当該事業年度の途中で当該株式等のうち優先出資証券の全てを償還したため、当該事業年度終了時には、内国法人は普通株式を保有していたものの、適用対象金額について「特定外国子会社等から実際に受領できる配当等の金額に相当する金額」がなかった場合についてまで、措置法施行令39条の16第1項及び第2項1号の規定を字義どおりに適用し、当該事業年度終了時における請求権勘案保有株式等割合に基づき課税対象金額が計算されることとすると、オーバー・インクルージョンの結果が生ずることとなり、措置法66条の6第1項による委任の趣旨・目的に反することとなる。したがって、このような結果を防止するためには、措置法施行令の上記規定について文理解釈を貫徹すべきではない特段の事情があるものとして、同項の委任の趣旨・目的に照らした目的論的解釈を行い、上記(1)のとおり解釈して、本件におけるタックス・ヘイブン対策税制の適用を否定しなければならない。措置法施行令の上記規定について、被告の主張するように、「当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合」に該当するか否かを常に特定外国子会社等の事業年度終了時の現況により判断すべきものとする、本件のように、タックス・ヘイブン対策税制の適用上オーバー・インクルージョンの結果が生じることとなり、そのような課税結果を生じさせる限りにおいて、措置法施行令の上記規定は、措置法66条の6第1項による委任の趣旨・目的に反し、違法・無効になると解さざるを得ない。

なお、請求権勘案保有株式等割合の判断基準時を機械的に事業年度終了時とすることは、我が国の会社法とも整合しない。平成17年改正後の会社法では、いつでも剰余金の配当を行い得るものとされているところ、このようなケースでは、請求権勘案保有株式等割合の判断基準時を事業年度終了時とすることは不合理な結果を招くものである。

- (3) タックス・ヘイブン対策税制は、昭和53年の導入以来、エンティティ・アプローチ（対

象となる外国法人に着目し、その法人が合算課税の対象とすべきものと判断される場合には、その法人の所得の全てについて合算課税を行う。)を採用するものであるところ、エンティティ・アプローチは、インカム・アプローチ(個々の所得類型に着目し、合算対象とすべきものかを判定する)と比べて、オーバー・インクルージョンの問題を引き起こしやすい。このことは、平成28年2月の経済産業省委託調査報告書においても指摘されている。

このような問題に対しては、立法当局の迅速な対応が求められることは当然であるとしても、個別事案において不当な結果が生じる場合には、納税者に不利益な転嫁がされることがないように、裁判所が積極的に救済することが特に求められるというべきである。そして、本件資金調達スキームは、何ら租税回避の実態を伴うものではなく、本来タックス・ヘイブン対策税制が適用対象としていた場面ではないため、典型的なオーバー・インクルージョンのケースといえる。

- (4) そして、本件各処分は、担税力(実態として所得)のないところに課税を行う結果を招く不合理なものであり、タックス・ヘイブン対策税制の規定の解釈においてもこのような不合理な課税処分が許容されるならば、タックス・ヘイブン対策税制は全体として合理性のある制度ではあり得ないこととなるが、そのような解釈は、同税制が「全体として合理性のある制度」であることを、同税制が日星租税条約の趣旨・目的に反しないことの前提とする、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同21年10月29日第一小法廷判決・民集63巻8号1881頁の趣旨にも反するものである。

3 本件各処分は違憲・違法であること

また、本件各処分は、租税回避の目的も実体もないところにタックス・ヘイブン対策税制を適用して課税するものであり、かつ、そもそも担税力のないところに課税するものであるから、このような課税は、法人税法及びタックス・ヘイブン対策税制の目的を達成するための手段として必要性又は合理性を欠くことが明らかであり、財産権(憲法29条)を侵害し、違憲である。さらに、税負担は国民の間の担税力に即して公平に配分されなければならないとする租税公平主義は、憲法14条1項が要請するところであるところ、本件各処分は、上記のとおり、担税力がないところに課税を行うものであるから、同項に違反し、違憲である。

以上

(別表1)

本件法人税更正処分等に係る課税の経緯

(単位：円)

区分		年月日	所得金額 (A)	納付すべき金額 (B)	過少申告加算税 (C)
確定申告	①	平成28年6月30日	491,537,035,748	63,863,450,900	—
修正申告	②	平成28年7月8日	496,040,171,081	63,864,553,000	—
本件法人税当初 更正処分等	③	平成29年11月7日	506,841,515,312	66,070,092,200	220,553,000
審査請求	④	平成30年1月22日	498,358,725,205	64,043,406,800	17,885,000
審査裁決	⑤	平成30年8月1日	棄却		
本件法人税減額 更正処分等	⑥	令和元年7月29日	501,998,369,849	64,912,958,700	104,840,000

(注1) 上記「本件法人税当初更正処分等」③欄の各金額は、本件当初処分のうち、法人税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分の金額を記載したものである。

(注2) 上記「審査請求」④欄の「所得金額(A)」欄及び「納付すべき税額(B)」欄の各金額は、審査請求時の原告の主張が認容され、本件法人税当初更正処分等による更正額(上記③欄)のうち、「特定外国子会社等の課税対象金額加算もれ」として加算された金額84億円8279万0107円(甲第1号証「更正の理由」の1・3枚目)が取り消された場合の金額を記載したものである。

(注3) 上記「審査請求」④欄の「過少申告加算税(C)」欄の金額は、審査請求時の原告の主張が認容され、本件法人税当初更正処分等の一部が取り消された場合の過少申告加算税の額を記載したものであり、新たに納付すべき税額178,850,000円(上記表中の④欄のB欄の金額64,043,406,800円から、②欄のB欄の金額63,864,553,000円を控除した金額。通則法118条3項に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、通則法65条1項に基づき100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

(注4) 上記「本件法人税減額更正処分等」⑥欄の各金額は、本件法人税更正処分及び本件法人税賦課決定処分の金額を記載したものである。

本件地方法人税更正処分等に係る課税の経緯

(単位：円)

区分		年月日	課税標準 法人税額(A)	納付すべき税額 (B)	過少申告加算税 (C)
確定申告	①	平成28年6月30日	117,315,861,000	3,870,834,900	—
修正申告	②	平成28年7月8日	118,392,110,000	3,870,883,300	—
本件地方法人税当初 更正処分等	③	平成29年11月7日	120,973,632,000	3,967,927,100	9,704,000
審査請求	④	平成30年1月22日	118,946,245,000	3,878,752,900	786,000
審査裁決	⑤	平成30年8月1日	棄却		
本件地方法人税減額 更正処分等	⑥	令和元年7月29日	119,816,120,000	3,917,013,200	4,612,000

(注1) 上記「本件地方法人税当初更正処分等」③欄の各金額は、本件当初処分のうち、地方法人税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分の金額を記載したものである。

(注2) 上記「審査請求」④欄の「課税標準法人税額(A)」欄及び「納付すべき税額(B)」欄の各金額は、審査請求時の原告の主張が認容され、本件地方法人税当初更正処分等の一部が取り消された場合の金額を記載したものである。

(注3) 上記「審査請求」④欄の「過少申告加算税(C)」欄の金額は、審査請求時の原告の主張が認容され、本件地方法人税当初更正処分等の一部が取り消された場合の過少申告加算税の額を記載したものであり、新たに納付すべき税額7,860,000円(上記表中の④欄のB欄の金額3,878,752,900円から、②欄のB欄の金額3,870,883,300円を控除した金額。通則法118条3項に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、通則法65条1項に基づき100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

(注4) 上記「本件地方法人税減額更正処分等」⑥欄の各金額は、本件地方法人税更正処分及び本件地方法人税賦課決定処分の金額を記載したものである。

(別表2)

本件事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額

(単位：円)

項目名		No.	金額	
所得金額	修正申告における所得金額（乙第1号証・1欄）	①	496,040,171,081	
	加算金額	本件各子S P Cに係る課税対象金額の益金算入額	②	8,482,790,107
		上記②以外の加算金額の合計額（④ないし⑳の合計額）	③	2,577,955,252
		人件費及び物件費のうち損金の額に算入されない額	④	64,067,755
		物件費のうち損金の額に算入されない額	⑤	195,341,013
		有価証券債券売却損のうち損金の額に算入されない額	⑥	268,798,124
		雑損のうち損金の額に算入されない額	⑦	823,690,793
		ローン受入手数料の減算過大額	⑧	32,148,893
		国外関連者に対する寄附金の損金不算入額	⑨	185,938,500
		繰延資産の償却限度超過額	⑩	200,194,533
		雑益計上漏れ	⑪	76,031,566
		雑損のうち損金の額に算入されない額	⑫	89,298,000
		減価償却超過額	⑬	22,233,334
		事務委託費のうち損金の額に算入されない額	⑭	66,907,281
		減価償却費のうち損金の額に算入されない額	⑮	774,633
		営業用建物取壊損のうち損金の額に算入されない額	⑯	230,000,000
		受取手数料の減算過大額	⑰	32,664,926
		控除対象外消費税額等のうち損金の額に算入されない額	⑱	19,401,797
		繰延消費税額等の損金算入限度超過額	⑲	15,561,712
		本件各ケイマン子会社以外の外国子会社から受ける 配当等の益金不算入額の減少額	⑳	254,902,392
	所得金額に加算すべき金額の合計額（②+③）	㉑	11,060,745,359	
減算金額	交際費等の損金不算入額の過大額	㉒	6,778	
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度超過額の過大額	㉓	547,867	
	建物売却益の過大額	㉔	3,642,088	
	為替差損として損金の額に算入される額	㉕	302,003	
	本件各ケイマン子会社以外の特定外国子会社等の 課税対象金額の加算過大額	㉖	5,098,047,855	
	所得金額から減算すべき金額の合計額（㉒ないし㉖の合計額）	㉗	5,102,546,591	
所得金額（①+㉑-㉗）	㉘	501,998,369,849		
所得金額に対する法人税額	㉙	119,977,610,191		
法人税額の特別控除額	㉚	161,489,947		
法人税額から控除される所得税額等	㉛	54,903,161,480		
納付すべき法人税額（㉙-㉚-㉛）	㉜	64,912,958,700		
既に納付の確定した法人税額（乙第1号証・13欄）	㉝	63,864,553,000		
差引納付すべき法人税額（㉜-㉝）	㉞	1,048,405,700		

※ ㉒欄及び㉔欄の各金額は、通則法119条1項に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(別表3)

本件事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額
及び納付すべき地方法人税額

(単位：円)

項目名		No.	金額
課税標準法人税額	修正申告における基準法人税額 (乙第1号証・32欄)	①	118,392,110,922
	課税標準法人税額に加算すべき法人税額	②	1,424,009,322
	課税標準法人税額 (①+②)	③	119,816,120,000
課税標準法人税額に対する地方法人税額		④	5,271,909,280
外国税額の控除額		⑤	1,354,896,027
納付すべき地方法人税額 (④-⑤)		⑥	3,917,013,200
既に納付の確定した地方法人税額 (乙第1号証・40欄)		⑦	3,870,883,300
差引納付すべき地方法人税額 (⑥-⑦)		⑧	46,129,900

※1 ③の金額は、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

※2 ⑥の金額は、通則法119条1項に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。